

# NPO法人オール富津情報交流センター 会 員 規 程

## (目的)

第1条 この規程は、NPO法人オール富津情報交流センター(以下「この法人」という。)の会員(以下「会員」という。)につき、その地位と、それぞれの会員がこの法人の運営及び諸事業に対し果たすべき役割を明確にすることを目的としてこれを設ける。

## (会員の種別)

第2条 定款第6条に定める会員の種別は、つぎの各号に定めるとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
  - (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し、富津市内及びその周辺で顕著な活動をしている団体のうち、この法人との協定に基づき、この法人の事業に協力する意思を表明した団体
  - (4) アンバサダー会員 この法人の目的に賛同し、富津市及びその周辺地域に関する情報を収集し、発信する活動に協力することを表明した団体及び個人
- 2 前項第3号に定める協定の締結は、理事会決議に基づき理事長がこれを行うものとし、直後の社員総会において、その日時、相手方及び協定の具体的内容につき、会員に対しこれを報告する。

## (会員の責務)

- 第3条 会員は、この法人の定款(以下「定款」という。)に定められた目的と事業内容をよく認識し、この法人の事業活動に積極的に参加し、又はその実施に協力するよう努めなければならない。
- 2 会員は、次条に定める区分に従い、定款第8条に基づく入会金及び会費を、所定の期限までに完納しなければならない。
  - 3 会員のうち、正会員は、社員総会に出席し、積極的に意見交換をし、慎重かつ適正な審議に実質的に参加するよう努めなければならない。
  - 4 会員は、この法人の事業活動に資すると思われる情報の収集と会員間の共有に努めなければならない。

## (入会金及び会費)

第4条 定款第8条に定める入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 1,000円
- (2) 賛助会員 1,000円
- (3) 特別会員 なし
- (4) アンバサダー会員 なし

2 会員は、定款第8条に定める会費につき、定款第45条に定める事業年度に相應する1カ年間に係る会費を「年会費」とし、次の各号に定める区分に従い、次条に定めるところによりこれを支払う。

- |              |           |                        |
|--------------|-----------|------------------------|
| (1) 正会員      | 年会費(個人)   | 10,000円                |
|              | (法人)      | 50,000円                |
| (2) 賛助会員     | 年会費(個人)一口 | 3,000円(一口から受け付けるものとする) |
|              | (法人)一口    | 3,000円(十口から受け付けるものとする) |
| (3) 特別会員     |           | なし                     |
| (4) アンバサダー会員 |           | なし                     |

#### (会費の納入)

第5条 会員は、前条に定める区分に従い、当該年度の年会費につき、定款第23条第1項に定める通常総会の日以前にこれを納入するものとする。ただし、年度の中途に入会しようとする会員は、その入会の時に、当該事業年度に係る年会費を納入するものとする。

2 前項ただし書において、事業年度の中途に入会した会員が納入すべき会費は、入会後最初の事業年度終了までの期間が1カ年に満たないことをもってこれを減額すべきことを求め又はこれを減額することはできない。

#### (入会申込書)

第6条 定款第7条において「理事長が別に定める入会申込書」(以下「入会申込書」という。)は、この規程においてこれを定める。

#### (会員資格の取得時期)

第7条 会員のうち第2条第1項第1号に定めるもの(正会員)及び第2号に定めるもの(賛助会員)は、その区分に従い、理事会決議に基づき、入会申込書を受理した旨の通知を理事長が発信し、かつ、前条に定めるところに従い入会金及び年会費を完納した時点で、その会員としての資格を取得する。

2 会員のうち第2条第1項第3号に定めるもの(特別会員)は、定款の定めるところにより締結されたこの法人との協定がその効力が生ずる日をもって、その会員としての資格を取得する。

3 会員のうち第2条第1項第4号に定めるもの(アンバサダー会員)は、理事会決議に基づき、入会申込書を受理した旨の通知を理事長が発信した時点で、その会員としての資格を取得する。

(反社会的勢力の排除)

第8条

1 会員及び会員となろうとする者は、入会申込書提出の日において以下の各号のいずれにも該当しないこと及び会員資格取得後もこれに該当することのないことを互いに表明し、かつ、保証するとともに、自らがそのいずれかに現に該当し又は該当するに至ったことが判明したときは、別段の催告をすることを要せず、理事会決議に基づき理事長がこの会員を除名する旨の通知を発信した日をもって、直ちに、その会員資格を喪失することを確認する。

(1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)であること又は反社会的勢力でなくなってから10年を経過していない者であること

(2) 法人の会員においては、その役員又は実質的に経営若しくは運営管理を執行する者が反社会的勢力であること、又は、反社会的勢力でなくなってから10年を経過していない者であること

(3) 法人の会員においては、その親会社若しくは子会社(いずれも会社法(平成17年7月26日法律第86号)に定める定義による。以下同じ。)が前二号のいずれかに該当すること。

2 会員及び会員となろうとする者は、以下に定めるいずれかに該当したときは、別段の催告をすることを要せず、理事長の通知の発信をもって、直ちに、その会員資格を喪失することを確認する。

(1) この法人の事業を行うにあたり、他の会員若しくは第三者に対し脅迫に該当する言動をし若しくは暴力を用いること。

(2) 偽計又は威力を用い、この法人の事業又は会員若しくは第三者の業務を妨害すること。

(3) この法人、会員又は第三者に対し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ別紙。なお、当該指針の改正があるときは、改正内容施行後これに従う。)において排除の対象とされている不当要求をすること。

(4) 反社会的勢力である第三者をして前三号に定める行為を行わせること。

(5) 自ら又はその役員若しくは実質的に経営し若しくは運営管理を執行する者が反社会的勢力への資金提供等の利益供与その他の反社会的勢力の活動を助長する行為を行うこと。

(6) 親会社、子会社が、前五号に定めるいずれかに、実質的に該当すると認められること。

3 理事長は、前二項に定めるところに従い通知を発したときは、その直後の通常社員総会においてこれを報告しなければならない。

4 第1項又は第2項に定めるところにより会員資格を喪失した者は、その会員資格喪失により損害を被ったときといえども、この法人又は他の会員に対し、その賠償を請求する

ことはできない。

( 会員の資格喪失 )

第 9 条 前条に定めるほか、会員の資格の喪失については、定款の定めるところに従う。

( 改廃 )

第 10 条 この規程は、社員総会の決議に基づきこれを変更することができる。

(個人会員用)

## NPO 法人オール富津情報交流センター 入会申込書

私は、NPO 法人オール富津情報交流センターの目的に賛同し、定款及び会員規程を理解し承認したうえで、入会を申し込みます。

入会希望年度： .....年度

入 会 金： 金 1,000円  
初年度会費： 金10,000円

申 込 日	年 月 日	
ふりがな		
お 名 前 (生年月日)	..... ( 年 月 日)	
ご 住 所		
( 郵送先 )		
ご連絡先電話番号		
E-mail アドレス	P C	.....
	携帯等	

ご署名をお願いいたします。自署できない場合は、ご捺印を併せてお願いいたします。

(団体会員用)

## NPO 法人オール富津情報交流センター 入会申込書

私は、NPO 法人オール富津情報交流センターの目的に賛同し、定款及び会員規程を理解し承認したうえで、入会を申し込みます。

入会希望年度： .....年度

入 会 金： 金 1,000円

初年度会費： 金50,000円

申 込 日	年 月 日	
ふりがな		
御 社 名	印	
本店所在地		
( 郵送先 )		
ご連絡先電話番号 ( ご担当者氏名 )	( 様 )	
E-mail アドレス	P C	
	携帯等	

(賛助会員用)

## NPO 法人オール富津情報交流センター 入会申込書

私は、NPO 法人オール富津情報交流センターの目的に賛同し、定款及び会員規程を理解し承認したうえで、入会を申し込みます。

入会希望年度： .....年度

初年度賛助会費口数 .....  
(個人会員様：1口から 団体会員様：10口から)

申 込 日	年 月 日	
ふりがな		
団 体 名 お 名 前	印	
ご 住 所 本店所在地		
( 郵送先 )		
ご連絡先電話番号 (ご担当者氏名)	(	様)
E-mail アドレス	P C	
	携帯等	

個人の方が自署いただける場合は、ご署名のみでも結構です。

(アンバサダー会員用)

## NPO 法人オール富津情報交流センター 入会申込書

私は、NPO 法人オール富津情報交流センターの目的に賛同し、定款及び会員規程を理解し承認したうえで、アンバサダー会員として、入会を申し込みます。

申 込 日	年 月 日	
ふりがな		
お 名 前 御 社 名	印 (個人の場合は生年月日： 年 月 日)	
ご 住 所 本店所在地		
( 郵送先 )		
ご連絡先電話番号 (ご担当者氏名)	( 様 )	
E-mail アドレス	P C	
	携帯等	

個人の方が自署いただける場合は、ご署名のみでも結構です。